

特別代理人等選任（成年被後見人と成年後見人の利益相反）の申立てについて

奈良家庭裁判所，管内支部・出張所

1 はじめに

後見人が，被後見人との間でお互いの利益が相反する行為（これを「利益相反行為」といいます）をするには，被後見人のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に申し立てなければなりません（民法826条1項，860条）。例えば，後見人が自己の債務の担保として被後見人が所有する不動産に抵当権を設定したいときや，被後見人との間で遺産分割の協議をしたいときには，この申立てをして，家庭裁判所に特別代理人を選任してもらう必要があります。

なお，被保佐人と保佐人との間で利益が相反する場合は臨時保佐人，被補助人と補助人との間で利益が相反する場合は臨時補助人の選任を申し立てることになります（臨時保佐人，臨時補助人の職務は特別代理人と同様です）。また，監督人が選任されている場合は，利益相反行為を行う際には監督人が被後見人等を代理することになりますので，特別代理人等の選任申立てをする必要はありません。

2 申立てに当たって必要なもの

- 申立書
- 収入印紙800円（申立書に貼付）
- 郵便切手……奈良地方・家庭裁判所ホームページ（<http://www.courts.go.jp/nara/>）から「裁判手続を利用する方へ」>「手続案内」>郵便切手等一覧の「成年後見等事件」のとおりご用意下さい。
- 特別代理人等候補者の住民票（本籍の記載のあるもの）

【遺産分割協議のための場合】

- 遺産分割協議書の案（なお，成年被後見人等の法定相続分が確保されていることが同協議書からわからない場合は，そのことがわかる書面も必要となります。）

【抵当権設定を目的とする場合】

- 抵当権設定契約書の案
- 金銭消費貸借契約書又は保証委託契約書の案

※ 事案の内容によっては，これ以外の書類の提出をお願いする場合があります。

以 上